

## 調達仕様書

### 1 件名

福岡市放課後児童クラブ入退室管理システム導入・運用支援業務委託

### 2 目的

放課後児童クラブにＩＣＴを活用した入退室管理システム(以下、「システム」という。)を導入し、迅速かつ正確な入退室管理を行い、入会児童の安全確保及び事故の未然防止の徹底を図るとともに、スタッフの負担軽減と入会児童の保護者のサービス向上を図る。

### 3 契約期間

契約日から令和8年3月31日

### 4 放課後児童クラブでの保護者を交えたシステム稼働開始時期

令和7年11月頃とする。

具体的には、放課後児童クラブの状況に応じて、別途協議により決定する。

※システム稼働開始前の期間については、準備期間として、システム操作研修、マニュアル作成及びアカウント発行等の利用環境の整備を実施すること。

### 5 システム導入後について

本システムについては、令和8年度以降も継続して利用する予定であることを念頭に導入すること。

ただし、本仕様書「8 業務内容（2）運用支援等」については、本契約期間の満了をもって終了し、継続しない予定である。

### 6 用語の定義

#### （1）導入施設

システムを導入する放課後児童クラブをいう。

#### （2）管理者専用ページ

発注者及び放課後児童クラブ職員のみが使用するシステム上の専用ページをいう。

#### （3）保護者アプリ

本システムと連動し、保護者が児童クラブの利用申請等を送信するために使用する保護者専用のアプリをいう。

## 7 導入施設数等（対象となる放課後児童クラブ）

- （1）対象数        141 施設
- （2）児童数        約 19,500 名   （令和 6 年 4 月 20 日時点）  
                    詳細は、資料 1－2「入退室管理システム導入施設・児童数一覧」のとおり
- （3）放課後児童クラブ研修対象職員数   約 280 名（各施設あたり 2 名程度）

## 8 業務内容

システムの導入及び運用支援業務を行う。

### （1）導入するシステム

- ① 現在までに他の地方公共団体において、一自治体あたり 10 施設以上の放課後児童クラブへの導入・運用の実績があるシステム（クラウド型サービス）を提供すること。
- ② システムは、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）（以下、「ISMAP」という。）に登録済みのサービス、又は同等のサービス内に構築されていること。
- ③ システムの導入は、施設単位（141 施設）で行うこと。
- ④ システムの基本仕様として、資料 1－3「機能一覧表」の要件を満たすこと。  
        なお、様式 8「機能一覧表及び要件搭載等確認書」のうち、「稼働時必須」欄に示す必須機能を除いて、未搭載の機能については、今後開発し搭載することが確実である場合は、要件を満たすこととする。その場合、開発前に発注者と協議を行い、仕様を確認することとする。  
        なお、「機能一覧表」の入退室管理機能欄に示す記載の「IC カードまたは二次元コードの読み取り用端末」は、本業務の受注者が推奨する製品を発注者が別途調達する。
- ⑤ システムの通信回線は、SSL/TLS などの暗号化により、第三者から通信が傍受されないような措置が講じられていること。
- ⑥ 管理者専用ページは、指定する IP アドレスからの通信のみを許可すること。
- ⑦ 施設数の増減等した場合、アカウント数の増減に対応できること。それに伴う費用の増減等については、発注者と協議した上で、決定するものとする。

### （2）運用支援等

- ① 業務遂行責任者を 1 名以上配置すること。

② システム利用環境を整える作業（アカウント発行等）を行うこと。なお、導入施設ごとの児童登録等の初期設定作業は、発注者にて行うものとする。

③ 各導入施設の職員に対し、システム稼働開始前までに、計画的にシステム内の各種設定やシステムの操作全般に関する研修を実施すること。

なお、研修の実施は、7月中旬から8月末頃までの期間（夏休み期間）を除いて実施すること。

④ 上記③の操作研修までに、管理者専用ページ及び保護者アプリにかかるシステムの操作マニュアルを作成することとし、操作研修時の資料として使用するものとする。なお、操作マニュアルについては、発注者と協議のうえ、福岡市放課後児童クラブの運用に沿った内容で、作成するものとする。

⑤ 上記③の操作研修の実施以降は、発注者及び各放課後児童クラブの職員からの問合せに対応すること。

また、問合せ内容及び対応内容について、月単位で集約表を作成し、翌月 10 日までに発注者へ報告すること。

⑥ その他支援や費用等が必要となった場合は、発注者と別途協議して、決定する。

### （3）システムのサービス運用のサポート

① 冗長化されたサーバー構成で、システムが運用されていること。

② システムはクラウド型で構築するものとし、システムのバックアップ、サーバーの運用監視を行うこと。

③ 24 時間 365 日サービス提供を行うこと。ただし、システムメンテナンス等による停止を除く。その場合は、事前に発注者及びシステムを導入している各放課後児童クラブに連絡すること。

④ システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的実施すること。

⑤ クライアント OS や WEB ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

⑥ 国の関係法令等に従い、システムのメンテナンスを行うこと。

⑦ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

## 9 個人情報保護及びセキュリティ対策

（1）個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 8 号）及び資料 1 -

- 4「個人情報・情報資産取扱特記事項」に遵守すること。
- (2) 受注者（契約者とクラウドサービス事業者が異なる場合は、両方）は、情報セキュリティ方針や個別方針を定め、定期的に見直すこと。また、組織としてのサイバーセキュリティリスクを把握し管理するための体制を整備し、情報セキュリティの責任者を設置していること。
- (3) クラウドサービス利用者が、クラウドのセキュリティ対策として必要な設定、脆弱性対応を実施するために必要な情報を提供すること。
- (4) 受注者（契約者とクラウドサービス事業者が異なる場合は、両方）は、ISO27001またはISO27017またはプライバシーマークを取得していること。
- (5) 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発されたサービスであること。また、定期的な検査を通じた確認により脆弱性に対する修正を適用できるサービスであること。
- (6) クラウドサービス事業者に提供する情報のクラウドサービス事業者における目的外利用禁止を徹底すること。
- (7) 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、発注者が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- (8) データに関し、受注者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、発注者の意図しない変更が加えられないための管理体制が整備され、外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。また、保護すべきデータは暗号化の上保存すること。
- (9) 本システムを導入するにあたっては、以下のクラウド要件を満たすこと。
- ① 情報資産を管理するデータセンターが国内に設置された専用施設であること。
  - ② 発注者の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外へ持ち出しを行わないこと。
  - ③ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。
  - ④ 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
  - ⑤ 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
  - ⑥ クラウドサービス事業者が保持する自らの知的財産権について、発注者に利用を許諾する範囲及び制約を通知すること。
  - ⑦ 入室に際しては、IDカード、生体認証等の個人認証に基づき、監視カメラや防犯センサーによる監視を行っていること。また、入退室記録を整備、保存してい

ること。

- (10) アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに発注者へ報告し、必要な場合は、アクセスログを開示すること。

#### 10 実施計画書の提出

本契約締結後速やかに、以下の内容等を記載した実施計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。なお、提出した実施計画書の内容に変更等が生じる場合は、随時、発注者に報告し、必要に応じて、協議を行うもの。

- ・業務実施体制表（各作業項目にかかる実施体制等を含む）
- ・作業項目及び作業内容
- ・スケジュール
- ・連絡体制図・連絡網（平時・緊急時）等

#### 11 成果品等及び提出期限

|     | 成果品等              | 提出期限                |
|-----|-------------------|---------------------|
| (1) | 実施計画書             | 契約締結後、速やかに          |
| (2) | システム              | 実施計画書に基づき、別途協議      |
| (3) | 操作マニュアル           | 実施計画書に基づく操作研修の実施前まで |
| (4) | 問合せ窓口への問合せ内容等の集約表 | 問合せが入った月の翌月 10 日まで  |
| (5) | その他本契約に基づく書類等     | 契約書で指定した日           |

#### 12 本業務における留意事項

- (1) 本業務の受注者は、仕様書並びに諸関係法令を遵守し、発注者の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務の受注者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、クラウドサービス事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (3) 本業務に従事する者は、業務遂行に必要な知識と経験を有すること。
- (4) 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、本業務完了後や本業務委託契約の終了及び解除後も同様とする。
- (5) 本業務を履行するに当たり、必要となる放課後児童クラブに関する資料等について

- ては、必要に応じて貸与、開示等行うが、返還の指示があった場合、本業務実施上、不要となった場合又は契約が終了した場合は、速やかに返還しなければならない。
- (6) 業務の全部を第三者に委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- (7) 契約の解釈が日本法に基づくものであること。契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (8) 保守期間中に提供サービス及びソフトウェア等の提供又はサポート期間が終了しないこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、あるいは業務に関して事故や問題等が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者と受注者が協議の上決定する。